

令和5年度「障がい者等地域活動推進事業助成金」

募集要項

1. 趣旨

地域で暮らす障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の中には、社会との関わりを持つ機会が少なく、自宅に閉じこもりがちになってしまう方もいます。障がいのある方もない方もすべての地域住民が暮らしやすい地域を目指して、障がい者等の地域社会への参加と自立を促し、障がいに対する地域住民の理解と認識を深めるために、「障がい者等地域活動推進事業助成金」を募集します。

2. 募集期間

令和5年7月3日（月）～令和5年7月28日（金）

3. 助成対象団体

次のすべての要件を満たす団体であること。

- （1）障がい者等又はその家族を主として構成する団体で、代表者を含めた半数以上が市内在住であること。
- （2）代表者、組織及び運営に関する事項を定めていること。
- （3）橿原市内に活動拠点を置き、主に市内で活動していること。
- （4）営利を目的としていないこと。
- （5）助成金を申請する年度において、橿原市又は橿原市社会福祉協議会から他の補助、助成その他の財政的な援助を受けていないこと。

4. 助成対象事業

次のいずれかの事業であること。

- （1）地域活動事業
年3回以上実施する芸術活動、余暇活動、若しくは療育活動又は地域での活動発表等の地域交流活動
- （2）地域啓発事業
地域住民の参加を呼びかけ、障がいに対する理解と認識を促進する啓発活動
- （3）団体運営事業
障がい者団体（（1）又は（2）の事業を実施するものに限る。）の運営に関する事業

5. 助成金額

上限10万円（事業内容に応じて助成金額が決定されます。）

6. 助成対象期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

7. 助成対象経費

- (1) 報償費（講師、出演者等への謝礼等）
- (2) 旅費交通費（交通費、宿泊費等）
- (3) 消耗品費（文房具、日用品、材料、粗品等の消耗品費及び器具什器費等）
- (4) 印刷製本費（資料等の印刷費及びコピー代、写真現像代等）
- (5) 燃料費（ガソリン代等）
- (6) 通信運搬費（郵便、宅配便等の通信運搬費用等）
- (7) 会議費（会議、研修会等における茶菓子代、食事代等）
- (8) 広報費（チラシ、広報紙等の印刷及び製本代等）
- (9) 使用料及び賃借料（会場使用料、器材使用料等）
- (10) 委託費（会場設営費等）
- (11) 保険料（活動保険料、行事保険料等）
- (12) 手数料（振込手数料等） ほか

8. 応募方法

募集期間内に、次の書類を橿原市社会福祉協議会 地域福祉係までご提出ください。

- (1) 助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業実施計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書
- (4) 団体規約
- (5) 団体構成員名簿

9. 助成金の交付決定

提出された申請書類に基づき、本会でその内容を審査します。助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書により通知します。

10. 実績報告／事業計画の変更

助成対象事業の完了後2週間以内に、事業実績報告書等を提出していただきます。

また、事業実施期間中に申請書類として提出いただいた事業内容に変更が生じた場合は、所定の様式により変更申請書を提出していただきます。

11. お問い合わせ・申請先

社会福祉法人 橿原市社会福祉協議会 地域福祉係

〒634-0065 橿原市畝傍町9番地の1 橿原市保健センター南館3F

TEL : 0744-29-3880 FAX : 0744-29-4400 E-mail : ikiiki@kashi-syakyou.or.jp